

台風により被災されたみなさまには心よりお見舞い申し上げます

令和4年台風15号に伴う災害により被災された方にかかる措置について、下記のとおりお知らせします。

被保険者証等の提示について

台風により被災したことに伴い、被保険者証の紛失等により、保険医療機関等に被保険者証等を提示できない場合、次の事項を申し立てることにより健康保険で受診することができます。

- (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 連絡先（電話番号等） (4) 事業所名

被保険者証「再交付申請書」の提出が困難な場合は、下記までご連絡ください。

一部負担金等の取扱いについて

災害救助法の適用市町村（次頁以降）にお住まいの方で、次のいずれかに該当される場合は、医療機関等で受診された場合に支払う一部負担金等について、徴収猶予、または、減額・免除の措置をとることができますので当組合までご相談ください。

- (1) 住家の全・半壊、全・半焼またはこれに準ずる被災（浸水等）をした場合
(2) 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合

以上のことに関するお問合せ・ご連絡は、給付課（06-6765-9212）まで

関西文紙情報産業健康保険組合

令和4年台風15号に伴う災害にかかる災害救助法の適用市町村
(令和4年9月24日現在)

【静岡県】(9月23日) 静岡市・浜松市・沼津市・三島市・富士宮市・島田市
富士市・磐田市・焼津市・掛川市・藤枝市・御殿場市
袋井市・裾野市・湖西市・御前崎市・菊川市・牧之原市
駿東郡清水町・駿東郡長泉町・榛原郡吉田町
榛原郡川根本町・周智郡森町

※災害救助法適用地域の直近の状況については、次のURL(内閣府「防災情報のページ」)にて確認できます。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html